

茂仁香会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は札幌聖心女子学院同窓会茂仁香会と称する。

第2条（所在地）

本会は事務所を札幌市中央区宮の森2条16丁目10番地1、札幌聖心女子学院内に置く。

第3条（支部）

本会は原則として2名以上の会員の申請により、役員会の議決を経て必要の地に支部を設置することが出来る。

第4条（目的）

本会はカトリック精神に基づき、会員相互の親睦と向上をはかり、母校の発展に寄与し、あわせて社会に貢献することを目的とする。

第5条（事業内容）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 名簿及び会報などの発行
2. 母校への協力及び行事に関する参加、さらに在校生の支援。(2017年度総会にて改正)
3. 社会福祉活動
4. 講演会及び研究会等の文化活動
5. 故吉川初代院長様の追悼の意を表し総会にての黙祷。
6. その他目的を達する為に必要な活動

第2章 会員

第6条（資格）

1. 正会員 札幌聖心女子学院高等学校卒業者（2017年度総会にて改正）
2. 準会員 札幌聖心女子学院を都合により退学し、本人が入会を希望した者
3. 名誉会員 本部役員会の議決をもって推薦され、これを承諾した者
4. 特別会員 札幌聖心女子学院現教職員
5. 物故会員 死亡年月日を明記する。

第7条（会費）

1. 会員は入会と同時に茂仁香会入会金を納めなければならない。但し、名誉会員及び特別会員に推薦された者は、会費を納めることを要しない。（2017年度総会にて改正）
2. その他必要に応じ年会費を臨時で徴収することがある。（2017年度総会にて改正）
3. 会員の既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第8条（除名）

会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的は違反する行為のあった時、役員
の議決により除名することができる。

第3章 役員

第9条（役員）

本会は、次の役員を置き、役員会を構成する。

名誉会長 札幌聖心女子学院現校長

相談役 前会長

顧問 元会長

会計監査 前会計 1名 前会長 1名

会長 1名 副会長 3名 書記 2名 会計 2名

第10条（役員を選出法）

1. 会長・副会長・書記・会計は、正会員の該当学年のうちから推薦した候補者につき、役員会に於いて選任し、総会に於いて承認するものとする。（2019年度総会にて改正）
2. 学年幹事は各回生毎に1名以上選出する。（2019年度総会にて改正）

第 11 条（任期）

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査の任期は 2 年、学年幹事の任期は 2 年とする。
2. 役員及び幹事の任期終了後、継続は認めない。但し、再選は可能である。
3. 補欠及び増員により選出された役員及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員及び幹事は、その任期満了後でも、次の役員、幹事が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 4 章 会議

第 12 条（総会幹事会及びその定足数）

1. 通常総会は毎年 1 回会長が招集する。
2. 臨時総会は、役員会が必要と認めた時及び会員の請求があった時、いつでも召集することができる。
3. 幹事会は必要に応じてこれを招集する。
4. 総会及び幹事会の議長は、副会長とする。

第 13 条（総会の招集）

総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議の討議すべき事項、日時及び場所を記載した書面によって通知する。

第 14 条（総会の議決）

1. 総会は、本会の最高議決権を有する。
2. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は、会長の決するところとする。

第 15 条（議決権行使の委任）

会員は書面をもって総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

第 16 条（議事事項の通知）

総会の議事要項及び承認又は、議決した事項は会員に通知する。

第 17 条（議事録の作成及び保存）

すべての会議には議事録を作成し、これを保存する。

第5章 会計（年度）

第18条（会計年度）

1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
2. 会計報告は、総会において行われる。

第6章 慶弔に関する諸事項

第19条

1. 会員は死亡した場合、本会からは弔電を出さない。各学年幹事に一任する。
(2016年度決議)
2. 役員会で必要と認めた場合、供花あるいは弔電を出す。
3. 職員については、役員会で必要と認めた場合香典等を出す。

第7章 会則の変更

第20条（会則の変更）

本会則は、役員及び総会に於いて、各々3分の2以上の賛成を得なければ変更することはできない。

第8章 細則

第21条

本会則施行についての細則は役員会及び総会の議決を経て別に定める。

附則

本会則は、昭和54年に作成されたものを、昭和58年に改正されたものである。昭和59年4月1日を持って効力を発する。平成23年4月に改正する。さらに平成25年・28年・29年・31年4月に改正する。